グループホーム楓の杜　運営規程

第１条（事業の目的）

社会福祉法人寿宝会が開設するグループホーム楓の杜（以下「事業所」という）が行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び、指定認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援２又は、要介護状態にある認知症高齢者に対し、適正な指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び、指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

第２条（運営の方針）

事業所の従業者は、介護サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態又は、要介護状態等となった場合でも、利用者が事業所においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

２　事業の実施に当たっては、東三河広域連合、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第３条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　グループホーム楓の杜

（２）所在地　愛知県蒲郡市神ノ郷町下向山３５番地

第４条（従業者の職種、員数及び職務内容）

従業者の職種及び職務内容は次のとおりとする。

（１）　管理者　１名

事業所の従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理と併せて、介護従業者を兼務する。

（２）看護職員　　１名

利用者に対する日常的な健康管理、通常時、通常時及び利用者の状態に応じた医療機関との連携、調整、介護サービス計画に基づく看護を行う。

（３）計画作成担当者１名以上

計画作成担当者は、事業所が行う介護サービスの利用に関する介護計画の作成を行う。計画作成担当者のうち１以上の者は介護支援専門員とし、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督する。

（４）介護従業者１３名以上

介護従業者は介護サービス計画に基づき、事業の提供を行う。

第５条（入所定員）

定員は１８名とする。（１ユニット９名、２ユニット９名）

２ 事業所は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を越えて入所させないものとする。

３　空室を利用して各ユニット１名以内で短期利用ができるものとする。

第６条（事業の内容）

内容は次のとおりとする。

（1）入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

（2）日常生活動作の機能訓練

（3）療養上の世話

（4）健康チェック

第７条（利用料）

事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法に基づき保険者が発行する負担割合証に記載の割合に応じた額を負担するものとする。

２　介護報酬に含まれない費用として、次の該当する利用料を徴収します。

（１）　家賃　　80,700 円（１月当たり）

（２）　光熱水費　　21,700 円（１月当たり）

（３）　食材料費　　1,120 円（１日当たり）

内訳：朝食 200 円、昼食 400 円、夕食 400 円、おやつ代 120 円

（４）　理美容代は、重要事項説明書に記載のとおりとする。

（５）　おむつ代は、重要事項説明書に記載のとおりとする。

（６）　日常生活において必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

（７）　ショートステイ滞在費　3,400 円（１日当たり）

３　前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、署名及び押印の上同意を得るものとする。

第８条（入居及び退居にあたっての留意事項）

従業者は、利用者が入居に際し、次の各号に留意してサービスを提供するものとする。

（１）　事業の共同生活に支障がない者にサービス提供するため、事前に主治の医師の診断書等により心身の状況及び認知症である者であることを確認する。

（２）　利用者の生活歴、病歴、入居に当たっての希望等を把握し、地域社会の一員として円滑な生活の継続ができるよう支援するものとする。

２　利用者が退居する際は、円滑な退居のために次の各号に留意して必要な援助を行う

ものとする。

（１）利用者及び家族の希望を考慮し、退居後の生活環境及び介護及び医療の継続性に配慮し、必要な援助を行う。

（２）指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第 9 条（緊急時等における対応方法）

従業者は、事業の提供を行っているとき、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の処置を講じ、管理者に報告しなければならない。

第 10 条（非常災害対策）

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練行う。

２　事業所は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

第 11 条（虐待防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護従業者その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。

第 12 条（その他運営についての留意事項）

事業所は、利用者に対して適切な事業所サービスを提供することができるよう、従業者の勤務体制を定める。

２　事業所は、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を設ける。

（１）　採用時研修　採用後１ヶ月以内

（２）　継続研修　　随時

３　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

４　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、

従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

５　事業所は利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより緊急やむを得ない理由を記録する。

６　事業所は、従業者に対し身分証明書を発行し、従業者はその勤務中はその身分証明を携行する事により、利用者又はその家族から求められた時にはこれを提示して身分を明らかにすることとする。

７　事業所は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及協力を行う等の地域との交流を深めることとする。

８　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人寿宝会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年3月31日から施行する。